

公租公課

平成25年12月
中部電力株式会社

1. 原価の内訳

- 公租公課は、各税法（河川法、地方税法、電源開発促進税法、法人税法など）に則り、販売電力量や設備投資などの前提計画に基づき算定しております。
- 今回の原価算入額は、償却の進行に伴う固定資産税の減や、税制改正に伴う法人税の減、販売電力量の減少に伴う電源開発促進税の減などにより、前回改定に比べて108億円減少し、1,496億円となっております。

(億円)

	前回 (H20) A	実 績				今 回				差 引		備 考 (主な増減理由など)
		H22	H23	H24	平均 B	H26	H27	H28	平均 C	C-A ※1	C-B ※2	
水 利 使 用 料	30	29	29	29	29	31	32	32	31	2	2	徳山水力発電所の運転開始による増など
固 定 資 産 税	488	463	447	436	448	453	464	477	465	▲ 23	16	※1 償却の進行による減など ※2 上越火力発電所の運転開始による増など
雑 税 *	38	36	25	26	29	28	29	35	31	▲ 8	1	※1 核燃料税の減など ※2 印紙税の増など
電源開発促進税	515	497	486	480	488	479	483	485	483	▲ 32	▲ 5	課税対象電力量の減
事 業 税	274	253	268	291	271	320	319	307	315	41	44	総原価(電灯電力料収入)の増
法 人 税 等	260	617	—	3	207	186	165	165	172	▲ 88	▲ 35	※1 税率引き下げによる減など ※2 算定方法の差異
合 計	1,604	1,894	1,256	1,266	1,472	1,495	1,491	1,501	1,496	▲ 108	24	

* 県市町村民税、事業所税、印紙税、核燃料税など

註：四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。(以下同様)

2. 水利使用料

- 水利使用料は、河川法に基づき、河川の水利使用の対価として支払うものであり、各水力発電所の理論水力に単価を乗じて算定しております。
- 今回の原価算入額は、徳山水力発電所の運転開始により、前回改定に比べて2億円増加し、31億円となっております。

(億円)

	前回 (H20) A	実 績				今 回				差 引		備 考 (主な増減理由など)
		H22	H23	H24	平均 B	H26	H27	H28	平均 C	C-A ※1	C-B ※2	
一般水力	24	24	24	24	24	25	26	26	26	2	2	徳山水力発電所の運転開始による増
揚 水	5	5	5	5	5	5	5	5	5	0	0	
合 計	30	29	29	29	29	31	32	32	31	2	2	

＜参考＞ 水利使用料の算定式

- ・ 一般水力： $1,976\text{円/kW} \times \text{常時理論水力}^{\#1}(\text{kW}) + 436^*\text{円/kW} \times \text{特殊理論水力}^{\#2}(\text{kW})$
 - ・ 揚 水： $[1,976\text{円/kW} \times \text{常時理論水力}^{\#1}(\text{kW}) + 436^*\text{円/kW} \times \text{特殊理論水力}^{\#2}(\text{kW})] \times \text{補正係数}$
- * 1965(昭和40)年10月1日以降発電開始の発電所に対する適用単価。同年9月30日以前に発電開始の発電所は988円/kW。

#1：常時理論水力 = 常時使用水量($\text{m}^3/\text{秒}$) $\times$ 常時有効落差(m) $\times$ 9.8(重力加速度)

#2：特殊理論水力 = 最大理論水力^{#3} - 常時理論水力

#3：最大理論水力 = 最大使用水量($\text{m}^3/\text{秒}$) $\times$ 最大有効落差(m) $\times$ 9.8(重力加速度)

3. 固定資産税

- 固定資産税は、平成25年1月1日時点の課税標準を基準に、設備投資計画に基づく増減を反映して算定しております。
- 今回の原価算入額は、償却進行による課税標準の減少などにより、前回改定に比べて23億円減少し、465億円となっております。

(億円)

	前回 (H20) A	実 績				今 回				差 引		備 考 (主な増減理由など)
		H22	H23	H24	平均 B	H26	H27	H28	平均 C	C-A ※1	C-B ※2	
水 力	43	40	39	37	39	35	44	47	42	▲ 1	3	※1 償却の進行による減 ※2 (※1に加え)徳山水力発電所の運転開始による増
火 力	86	85	79	73	79	103	106	102	104	18	25	上越火力発電所の運転開始による増
原 子 力	58	47	43	39	43	35	36	54	42	▲ 17	▲ 1	※1 償却の進行による減 ※2 (※1に加え)安全性向上対策による増
新 エ ネ	—	0	0	2	1	1	1	2	1	1	1	設備区分の新設
送 電	105	103	98	97	100	89	86	82	86	▲ 20	▲ 14	償却の進行による減
変 電	56	52	52	52	52	55	55	55	55	▲ 1	3	※1 償却の進行による減 ※2 (※1に加え)設備高経年化対応による増
配 電	122	119	118	118	118	118	118	118	118	▲ 4	0	※1 償却の進行による減 ※2 (※1に加え)設備高経年化対応による増
業 務	17	17	17	17	17	17	17	17	17	▲ 0	0	
そ の 他 (原価外)	—	0	0	0	0	—	—	—	—	—	▲ 0	
合 計	488	463	447	436	448	453	464	477	465	▲ 23	16	

4. 雑税

- 雑税には、県市町村民税、事業所税、印紙税、核燃料税、都市計画税などが含まれており、それぞれの税法および法令にしたがって、販売電力量や設備投資などの前提計画や、過去実績に基づいて算定しております。
- 今回の原価算入額は、原子力低稼働に伴う核燃料税の減少などにより、前回改定に比べて8億円減少し、31億円となっております。

(億円)

	前回 (H20) A	実 績				今 回				差 引		備 考 (主な増減理由など)
		H22	H23	H24	平均 B	H26	H27	H28	平均 C	C-A ※1	C-B ※2	
県市町村民税	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	▲ 0	
事 業 所 税	2	2	2	2	2	2	2	2	2	▲ 0	▲ 0	
印 紙 税	10	11	11	12	11	12	12	12	12	1	0	電灯電力料収入の増加による増
核 燃 料 税	12	11	—	—	4	—	2	8	3	▲ 9	▲ 0	※1 原子力低稼働による減
都 市 計 画 税	7	8	7	7	7	7	7	7	7	▲ 1	▲ 1	
そ の 他*	3	2	2	2	2	5	4	4	4	1	2	税制改正による控除対象外消費税の増など
合 計	38	36	25	26	29	28	29	35	31	▲ 8	1	

* 不動産取得税、登録免許税、自動車税、産業廃棄物税、控除対象外消費税など

- 核燃料税は、原子炉に核燃料を挿入した際に課せられる、静岡県の法定外普通税※です。
- 平成27年度以降の税率は未定であるため、現在の税率:13%を元に算定しております。

◆ 核燃料税の概要

	前回（H20）	今回（H26～H28）	
課 税 期 間	平成17年4月1日～平成22年3月31日	平成22年4月1日～平成27年3月31日	平成27年4月1日～
税 率	10 %	13 %	未定
納税義務者	発電用原子炉の設置者		
課 税 客 体	発電用原子炉への核燃料の挿入		
課 税 標 準	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額		

※ 地方税法で定める税目以外で、自治体が必要に応じ総務大臣との事前協議を経て制定できる法定外税のうち、一般的財政需要に充てるためのもの。(用途が特定されていない財源)

5. 電源開発促進税

- 電源開発促進税は、需要想定に基づく課税対象電力量に、税率:0.375円/kWhを乗じて算定しております。
- 今回の原価算入額は、販売電力量の減少により、前回改定に比べて32億円減少し、483億円となっております。

(億kWh, 円/kWh, 億円)

	前回 (H20) A	実 績				今 回				差 引		備 考 (主な増減理由など)
		H22	H23	H24	平均 B	H26	H27	H28	平均 C	C-A ※1	C-B ※2	
課税対象電力量	1,372	1,324	1,296	1,281	1,300	1,277	1,289	1,294	1,287	▲ 86	▲ 14	販売電力量の減など
(再掲)販売電力量	(1,357)	(1,307)	(1,277)	(1,264)	(1,283)	(1,255)	(1,264)	(1,267)	(1,262)	(▲ 95)	(▲ 21)	
税 率	0.375	0.375	0.375	0.375	0.375	0.375	0.375	0.375	0.375	—	—	
電源開発促進税	515	497	486	480	488	479	483	485	483	▲ 32	▲ 5	

《参考》 電源開発促進税の算定式

(販売電力量^{#1} + 接続供給電力量^{#2} + 自家使用電力量^{#3}) × 0.375 円/kWh

#1 事業用・建設工事用を除く

#2 離脱需要相当

#3 事業用・建設工事用および発電電所内を含む

6. 事業税

- 事業税は、地方税法の定めるところにより、収入金額から一部収入などを控除することにより算出した課税対象額に、税率を乗じて算定しております。
- 今回の原価算入額は、収入金額の増加などにより、前回改定に比べて41億円増加し、315億円となっております。

(億円)

	前回 (H20) A	実 績				今 回				差 引		備 考 (主な増減理由など)
		H22	H23	H24	平均 B	H26	H27	H28	平均 C	C-A ※1	C-B ※2	
収 入 a	22,312	21,363	22,486	24,095	22,648	26,024	25,804	24,701	25,510	3,198	2,862	総原価の増
控 除 項 目 b	1,703	1,909	1,840	1,676	1,808	1,384	1,245	1,051	1,227	▲ 476	▲ 581	地帯間・他社購入 電力料の減など
課 税 対 象 c = a-b	20,609	19,454	20,645	22,419	20,839	24,640	24,559	23,650	24,283	3,674	3,443	
税 率 (%) d	1.330	1.297	1.297	1.297	1.297	1.297	1.297	1.297	1.297	▲ 0.033	—	※1 税制改正による 減
事 業 税 e	274	253	268	291	271	320	319	307	315	41	44	

《参考》 事業税課税対象の算定式

- ・ 収入 = 事業税計上前総原価＋地帯間販売電力料＋他社販売電力料＋託送収益＋事業者間精算収益＋電気事業雑収益
 - ・ 控除項目 = 地帯間購入電力料＋他社購入電力料※＋事業者間精算費＋電気料貸倒損(発生額)＋電気事業雑収益※
- ※ 一部のみ対象

7. 法人税等

- 法人税等は、「一般電気事業供給約款料金算定規則」にしたがい、発行済株式数および一株あたりの配当金額:50円を元に算定しております。
- 今回の原価算入額は、法人税率の引き下げなどにより、前回改定に比べて88億円減少し、172億円となっております。

(百万株, 円/株, 億円)

	前回 (H20) A	実 績				今 回				差 引		備 考 (主な増減理由など)
		H22	H23	H24	平均 B	H26	H27	H28	平均 C	C-A ※1	C-B ※2	
期末発行済株式数 (自己株式を除く) a	779	758	758	758	758	758	758	758	758	▲ 21	▲ 0	※1 自己株式の 消却による減
一株あたり配当金 b	60	60	60	50	57	50	50	50	50	▲ 10	▲ 7	
配 当 金 c = a*b	467	456	455	379	430	379	379	379	379	▲ 88	▲ 51	
実効税率*(%) d	35.76	35.76	35.63	32.89	34.89	32.89	30.34	30.34	31.21	▲ 4.55	▲ 3.68	税制改正による減
配当所要利益 e = c/(1-d)	727	710	706	565	660	565	544	544	551	▲ 176	▲ 110	
課 税 所 得 f		1,768	—	—	589							
過 年 度 分 等 g	▲ 0	▲ 16	—	3	▲ 4	▲ 0	▲ 0	▲ 0	▲ 0	0	4	
法 人 税 等 h = e*d+g (実績はf*d+g)	260	617	—	3	207	186	165	165	172	▲ 88	▲ 35	

《参考》 一般電気事業供給約款料金算定規則 第三条第二項十一

法人税等 発行済株式(自己株式を除く。)の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金並びに会社法(平成十七年法律第八十六号)に定めるところにより算定した利益準備金を基に法人税法及び地方税法(道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。)により算定した額

* 法人税率に県市町村民税率(法人税割)を加味した税率。なお、実績平均(B)は配当所要利益を元に算出した理論値。